

評点	内 容
5	事業を実施し、効果があった。
4	事業を実施し、やや効果があった。
3	事業を実施できた。
2	事業を一部実施できた。
1	事業を実施できなかった。

第4次本庄市男女共同参画プラン事業評価シート

政策目標	施策の大項目	施策の中項目	主要事業	事業概要	担当課	実施状況							男女共同参画の視点に立った事業評価	今後の見通し ※課題や今後の見通しについてご記入ください。	
						推進指標	R5	R6	R7	R8	R9	R9 目標値			評点
1 人権が尊重される意識づくり	(1) 人権を尊重する意識啓発	【1】人権尊重意識の高揚	①人権尊重意識を醸成するセミナー、講座の開催	個人の尊重、法の下での平等が生活の中で生かせるようセミナー、講座を開催し、人権意識の高揚を図ります。	市民活動推進課	人権意識の高揚を図るため、人権教育研究集会（グローバルソフトウェア本庄文化ホール）、公民館地区・利用者団体人権教育研修会（各公民館）、ひととひとの人権を考えるセミナー(本庄ガスEC0はにぼんプラザ)等を開催しました。							4	公民館地区・利用者団体人権教育研修会等において、女性の課題を含む人権問題全般の研修会と「災害・防災と男女共同参画」をテーマにした研修会を実施しました。人権教育研究集会（グローバルソフトウェア本庄文化ホール）では「科学から見た脳の育て方～脳と環境の関係性～」をテーマに講演会を実施しました。	今後も、講師の選定や参加しやすい日時の設定など、多くの市民が参加できるよう努めます。
					市民活動推進課	人権尊重意識を醸成するセミナーや講座の参加者数（人）	1, 518	2, 346	1, 318			1, 900			
				各公民館において、利用者団体を対象にした人権教育研修会を開催します。	生涯学習課	各公民館において、①人権教育に関する講和及びDVD視聴又は②人権教育感覚育成プログラム等による「人権教育研修会」を開催しました。							4	人権教育について学ぶことができ、理解が深まったと考えられます。	身近な施設での学習機会を活かした講座を継続していきます。
			②人権啓発活動の推進	啓発冊子・啓発用品の配布、視聴覚教材の貸し出しなどにより人権意識の啓発を図ります。	市民活動推進課	人権ポケットブック等の啓発冊子等の作成、人権啓発DVDビデオを購入し、市の人権教育研修会や学校での人権教室で活用しました。							4	研修会での活用により、効果的な人権啓発活動に寄与しました	継続して実施します。啓発物品、視聴覚教材の選定について、効果的な内容となるよう努めます。
					③多様な性のあり方への理解の促進と支援	性の多様性を尊重する意識を高めるため、研修や啓発活動を充実させます。また、令和3年度より開始したパートナーシップ宣誓制度の周知に努めます。	市民活動推進課	ひととひとの人権を考えるセミナーを開催した。ホームページで「LGBTQ」「パートナーシップ宣誓制度」の周知を行いました。							4
			市民活動推進課	L G B T Qという言葉の内容を知っている人の割合（％）			-	-	-			65			
		【2】男女共同参画の視点に立った意識啓発	①男女共同参画意識を醸成するセミナー、講座の開催	男女共同参画意識の普及と高揚を図るために各種セミナーや講座を開催します。	市民活動推進課	市民を対象とした男女共同参画セミナー（父子チャレンジ・クッキング、男性と女性と健康を考えるセミナー, 中医学講座）を開催しました。							4	各セミナーは、性別による固定的な役割分担意識の解消（意識改革）を軸とした内容で開催しました。	継続して実施します。より効果的なセミナーとなるよう、他市町村の実施例を参考にしつつ実施内容を選定していきます。
					市民活動推進課	男女共同参画意識を醸成するセミナーや講座の参加者数（人）	88	93	128			120			
			②固定的な性別役割分担意識の解消を目指す啓発活動	「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、誰もが自由に活動を選択できるよう啓発活動の充実に努めます。	市民活動推進課	市民（男性）を対象とした男女共同参画セミナー（父子チャレンジ・クッキング、初めての料理教室）を開催しました。							4	料理を通じた男性の家事参画への促しを目的に、料理に触れる契機や本格的に料理を学ぶ場の機会提供をしました。	継続して実施します。今後は、料理の分野に限定せず、実施内容を選定していきます。
					市民活動推進課	固定的な性別役割分担に同感しない人の割合（％）	-	-	-			70			
			③男女共同参画に関する広報活動の推進	「広報ほんじょう」やホームページ等を通じて、男女共同参画に関する啓発活動を行います。	市民活動推進課	男女共同参画に関する情報を、随時、「広報ほんじょう」やホームページへ掲載しています。							4	デジタル化に伴い、特にホームページを活用した啓発活動に力を入れています。	継続して実施します。ホームページを活用した、さらなる啓発活動に努めます。
						「広報ほんじょう」やホームページ等を通じて、男女共同参画に関する啓発活動を行います。	広報課（R8～シェィーブロモーション課）	毎月1日発行の「広報ほんじょう」や15日発行の「広報ほんじょうおしらせ版」等を通じた全市民向けの啓発活動を推進しました。ホームページ等を通じて、各種講座・イベント等の募集・紹介や啓発記事を発信しました。							3

評点	内 容
5	事業を実施し、効果があった。
4	事業を実施し、やや効果があった。
3	事業を実施できた。
2	事業を一部実施できた。
1	事業を実施できなかった。

第4次本庄市男女共同参画プラン事業評価シート

政策目標	施策の大項目	施策の中項目	主要事業	事業概要	担当課	実施状況							評点	男女共同参画の視点に立った事業評価	今後の見通し ※課題や今後の見通しについてご記入ください。
						推進指標	R5	R6	R7	R8	R9	R9 目標値			
(2) 男女共同参画の視点に立った教育、学習の推進		【1】学校における男女平等教育、学習の推進	①男女平等教育の推進	男女平等意識の高揚を図る教育を推進するために、各教科・各領域等の教育活動全体を男女平等の視点から見直し、人権教育・男女平等の教育を計画的・組織的・継続的に行います。	学校教育課	人権教育全体計画を各学校で見直し、修正し、全教育活動で人権教育に取り組んでいます。各教科の年間指導計画に、人権教育、男女平等等の視点を位置付け、日々の授業の中で組織的、継続的に取り組みました。また、道徳科や特別活動等においても、意図的に指導ができるよう計画的に取り組みました。							4	組織で取り組み、意図的、計画的な指導を行ったことにより、男女平等の意識をより高めることができました。日常生活では、男女関係なく協働できています。	継続して指導していきます。
			②教職員の研修の充実	教職員の年間校内研修において、人権教育・男女平等教育の研修を位置づけ、内容の充実を図るとともに、全教職員の共通理解を図ります。また、校外における研修も積極的に活用します。	学校教育課	校内研修で人権教育研修を行い、教職員の人権意識が高まるよう理解・啓発を行いました。県主催の人権感覚育成プログラムを活用した研修会や校長等人権教育研修会、北部地区人権教育実践報告会に参加しました。							3	校内研修においては、人権教育の大切さを認識することができました。県主催の各研修会においても、参加者の意識を高めることができました。	継続して研修を行い、教職員の人権意識を高め、人権に関する適切な知識を身に付け、指導に生かせるようにしていきます。研修で学んだことを、各学校で広めてもらうようにしていきます。
			③保護者・PTAへの啓発の充実	学校だより、学年・学級だより、保護者会等において、男女平等に関する話題を取り上げるなど、家庭や地域社会の理解と協力を得るよう努めます。	学校教育課	市内小中学校1校で保護者対象に家庭教育学級で人権をテーマにした講義・演習を実施しました。学校だより等で人権について触れた学校がありました。							3	学校だよりや学年だより等を通して、人権、男女平等に触れることができました。家庭・地域社会との理解と協力について改めて直接話をすることができました。	家庭教育学級等で人権について話をする機会をもうけるとともに、参加者が増えるよう、日時、場所、内容の工夫をしていきます。校長会等でも各学校に依頼し、人権について触れる機会が増えるようにしていきます。
				学校を拠点とした生涯学習事業である「小学校PTA家庭教育学級」及び「中学校開放講座」の中に男女共同参画を含む人権講座を開催します。	生涯学習課	市内小中学校において、保護者や地域住民を対象とした「人権学習」講座を開催しました。							4	多くの保護者の方が、人権教育について学ぶことができ、理解が深まったと考えられます。	講座の実施回数及び参加者の減少が課題となっていますが、今後も身近な学校施設での講座開催を継続し、学習機会の提供をしていきます。
			④体験学習の充実	各学校における係活動や当番活動、委員会活動等において、誰もが互いに尊重し、協力していく体験活動の充実を図り、男女平等意識の高揚を図ります。	学校教育課	日々の学校生活で男女関係なく様々な学習・活動に取り組んでいます。行事の班編成などでも誰もが互いに尊重し、協力し合いながら体験活動を行うことができました。							4	学校生活の中で、様々な活動を通して、自他を大切にする心の醸成を図ることができました。	継続して取り組んでいます。
		【2】生涯学習における男女共同参画の推進	①男女共同参画に関する講座の実施	誰もが個性と能力を発揮して社会の中で活躍できる男女共同参画社会を目指し、セミナー等を積極的に開催します。	市民活動推進課	市民を対象とした男女共同参画基礎講座を開催しました。							4	「ひととひとの人権を考えるセミナー」の一環として、多様性を知ることがテーマとした内容で開催しました。	継続して実施します。より効果的な講座となるよう、他市町村の実施例を参考にしつつ実施内容を選定していきます。
			②学習情報の提供	市の広報紙等に講座情報を掲載し、各公民館にポスターを掲示するなどして学習情報の提供を行います。	生涯学習課	市の広報、ホームページに講座、イベント等の情報を掲載しました。また、各公民館でポスターの掲示、パンフレットの配布を行い、子ども向け講座では、学校を通じて募集案内を配布するなどして、学習情報の提供を行いました。							5	様々な方法で学習情報を提供し、年代、性別にかかわらず、多くの市民に参加を呼びかけるため情報を提供することができました。	広報、ホームページでは市民にとってわかりやすく、親しみやすい記事を掲載し、情報提供の充実を図ります。また、ケーブルテレビを積極的に利用し、より多くの市民に情報を提供します。
			③男性向け講座の開催	男性が家庭にかかわるきっかけとして、男性を対象とした料理教室等を開催します。	生涯学習課	そば打ち教室、珈琲講座など、男性が関心を持ちやすい料理関連の講座を開催しました。							4	男性が関心を持ちやすい講座を実施することで、性別を問わず家事を行うきっかけを提供できました。	男性が関心を持ちやすい講座等を実施し、男性の家庭への意識を高めることを図ります。

評点	内 容
5	事業を実施し、効果があった。
4	事業を実施し、やや効果があった。
3	事業を実施できた。
2	事業を一部実施できた。
1	事業を実施できなかった。

第4次本庄市男女共同参画プラン事業評価シート

政策目標	施策の大項目	施策の中項目	主要事業	事業概要	担当課	実施状況							男女共同参画の視点に立った事業評価	今後の見通し ※課題や今後の見通しについてご記入ください。	
						推進指標	R5	R6	R7	R8	R9	R9 目標値			評点
(3) 配偶者等からの暴力（DV）の根絶	【1】暴力の根絶のための意識啓発	①DV防止に向けた啓発の充実	DV防止講座の開催や啓発資料等の作成、配布など様々な機会を通じて、DVに対する認識を深め、防止のための意識啓発を推進します。	市民活動推進課	6月下旬に男女共同参画パネル展を本庄ガスECOはにぼんプラザ（本庄市市民活動交流センター）で行いました。またパープルリボン運動期間の11月に、本庄駅自由通路・旧本庄商業銀行レンガ倉庫・はにぼんプラザにおいて、パネル・看板・懸垂幕・階段アートを実施し、県のパープルリボンキャンペーンタペストリー巡回展示への協力も行いました。							5	啓発活動にはDV予防としての効果が期待されるものと評価します。	継続して実施します。	
		②若年層への啓発事業の推進	市内公立小中学校における人権教育・人権啓発の充実を図ります。	学校教育課	日々の学校生活で男女関係なく様々な学習・活動に取り組んでいます。人権作文や人権標語に取り組むことで、人権意識を高め、心の育成を図りました。							4	人権作文や人権標語に取り組むことで、人権を守ることの意義について考え、大切さを再確認することができました。	継続して取り組んでいきます。	
			市内高等学校と協力し、高校生へのデートDV予防・啓発漫画冊子の配布、若年層を対象としたデートDV予防事業の実施により意識啓発を推進します。	市民活動推進課	市内5高校の1年生に対し、市が作成した「デートDV予防・啓発漫画冊子」を配布しました。また、二十歳の祝い式典の記念品として「デートDV防止啓発カード」を配布しました。							5	若年層を対象としたデートDV予防として、各学校を経由する等、直接的に周知・意識啓発することで、効果が期待されるものと評価します。	継続して実施します。	
		【2】相談体制の充実	①配偶者暴力相談支援センターの周知・充実	被害者にとって最も身近な相談窓口として、「配偶者暴力相談支援センター」の周知、及び機能の充実を図ります。 ・主な機能 ① 相談や相談機関の紹介 ② 緊急時における安全確保及び一時保護依頼の受付（「緊急一時保護事業」を開始） ③ 自立のための情報提供 ④ 保護命令制度の利用についての情報提供	市民活動推進課	「埼玉県内相談窓口ガイド」や「広報ほんじょう」、ホームページへの掲載のほか、本庁舎や支所、市民活動交流センター（本庄ガスECOはにぼんプラザ）内の女子トイレへ市が作成した「相談案内カード」を配架しました。また、被害者からの相談時は、①～④の機能を果たしながら対応しています。							5	相談件数は、昨年度と比べ減少しましたが、依然として精神的暴力の割合が高くなっています。	継続して周知及び機能の充実を図ります。
					市民活動推進課	配偶者等からDVを受けたあと、相談した人の割合（％）	-	-	-			40			
			②相談員の資質の向上	被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。	市民活動推進課	国や県、その他の相談機関等が開催する研修等を中心に相談員（職員）が参加しています。							4	精神疾患や知的・発達障害を抱えている等、被害者の状況がより複雑化していることに伴い、対応する相談員に対してもより高度な知識等が求められています。	継続して研修等への参加に努めます。オンライン研修を積極的に利用します。
	③関係機関との連携	（庁内）既存の庁内連絡会議等により、関係各課と連携を行い被害者への支援体制の整備や外国人・高齢者・障害者に配慮した相談体制の充実を図る。 （庁外）警察や民生委員等、地域の関係機関との連携によるネットワークづくり	市民活動推進課	被害者への支援が必要な場合、庁内の関係各課や埼玉県男女共同参画推進センター、警察との連絡・情報共有等を、その都度、密に行い連携を図っています。また、毎月開催される「要保護児童対策地域協議会実務者会議」を庁内連絡会議として活用しています。							5	支援が必要な被害者は、子を同伴している、障害を抱えている、生活困窮している場合等が多く、主に庁内のこども家庭センターや障害福祉課、生活支援課と連携して対応することが多くなっています。面接相談時に同席する等、事案ごとに協力して対応しています。また、被害者の状況に応じて警察署まで同行支援等を行っています。	庁内・庁外ともに継続して連携体制を維持していきます。		
	④加害者対策の実施	加害者の迫及に対し適切な対応ができるよう、職員に対し、加害者対策の周知を図ります。	市民活動推進課	住民基本台帳の閲覧等に係る支援措置を受けている被害者について、住基システムに警告画面が表示される仕組みとなっています。							4	住基システムに警告画面が表示された場合、対応について連絡協議する体制となっています。	関係各課の職員に対し、さらなる加害者対策の周知を図る必要があります。		

評点	内 容
5	事業を実施し、効果があった。
4	事業を実施し、やや効果があった。
3	事業を実施できた。
2	事業を一部実施できた。
1	事業を実施できなかった。

第４次本庄市男女共同参画プラン事業評価シート

政策目標	施策の大項目	施策の中項目	主要事業	事業概要	担当課	実施状況							男女共同参画の視点に立った事業評価	今後の見通し ※課題や今後の見通しについてご記入ください。	
						推進指標	R5	R6	R7	R8	R9	R9 目標値			評点
		【３】自立支援対策の充実	①関係機関との連携	被害者支援の施策を推進していくために関係各課との総合調整を行い、被害者に適切な支援を行います。 ① 生活基盤の確保 ② 各種情報提供及び手続きの支援 ③ 心身の回復に向けた支援 ④ 同伴の子どもに対する支援 ⑤ 就労に向けた支援	市民活動推進課	被害者への支援が必要な場合、関係各課との連絡・情報共有等を、その都度、密に行い支援を行っています。場合によっては、支援調整会議を開催し、関係各課で方針を総合調整したうえ、支援にあたっています。							5	住民基本台帳事務における支援措置に係る意見付与のほか、被害者の自立支援のための手続きに必要な「ＤＶ保護等証明書」の交付を行っています。被害者の自立支援については、庁内の関係各課との連携が必須となります。被害者の意思や状況（健康、経済、同伴児有無など）に応じた支援を行っています。	継続して関係各課と連携を図り、支援に努めます。
				被害者の保護と支援のため、警察、婦人相談センターや民間シェルター等のＤＶ支援機関と連携を図り、被害者の状況に応じた適切な支援を行います。	市民活動推進課	埼玉県男女共同参画推進センターや警察と連携して、必要に応じた一時保護措置をとっています。保護後も自立へ向けた支援調整をＤＶ支援機関と協力して行っています。								5	一時保護措置は、緊急を要する 경우가多く警察との連携が必須となります。受入れ先も埼玉県の婦人保護施設に限らず、児童福祉法による母子生活支援施設など、幅広い資源の活用を想定しています。また、令和３年度から近隣の民間ホテルと提携し緊急時における一時保護先として活用しています。
2 男女共同参画の体制づくり	（１）政策や方針の立案及び決定の場への男女共同参画	【１】審議会等における女性委員の割合の増加	①審議会等における女性委員の割合の向上	各種審議会等への女性委員の割合を高めるため、関係各課へ理解を求め、働きかけを継続して行います。	市民活動推進課	庁内電子掲示板を利用して、定期的に審議会等への女性委員の登用を呼びかけを行っています。							4	庁内各課等への呼びかけにより、審議会等における女性委員の割合は増加傾向にあります。	継続して実施します。目標値達成へ向け、他の効果的な働きかけ方法について検討していきます。
					市民活動推進課	審議会等における女性委員の割合（％）	24.3	25	26.6			30			
		【２】庁内における男女共同参画の推進	①市職員研修の充実	「本庄市人材育成基本方針」に基づき、研修の充実を図ります。	行政管理課	令和７年度「女性職員のためのキャリアデザイン（主任級）研修」を受講しました。							4	主任級女性職員が、自己分析や先輩との交流を通じ、組織での役割への理解を深めながらキャリアを再考しました。将来ありたい姿を具体化し、主体的な行動指針を明確にすることができ、働く意欲の向上につながりました。	多様化、高度化する市民ニーズを的確に捉え、社会動向に応じた研修機会を確保し、多様な行政課題に対応できるよう、職員の能力向上を図ります。
			②適正な市職員配置の推進	「組織編成方針」等による定員の計画に基づき、職員配置を行います。	行政管理課	令和７年度の組織編成方針及び重要課題を踏まえ、職員が能力や適性を最大限発揮できるよう、４月１日付けで人事異動を実施しました。									
			③女性管理職の登用	「本庄市次世代育成支援・女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性管理職を積極的に登用します。	行政管理課	人事異動希望申告書や人事評価、経歴、適正等を総合的に勘案し、人材育成の視点も取り入れながら、適材適所へ人事配置を行いました。							3	管理的地位（課長級以上）にある職員に占める女性割合は、昨年度よりわずかに増えました。	管理的地位に占める女性職員の割合を増やすために、今後も女性職員の職域拡大や、各役職段階における人材の確保を念頭においた人材育成を図るとともに、管理職として必要な経験と能力の向上に努めます。
					行政管理課	管理的地位（課長級以上）にある市職員に占める女性割合（％）	10	10	11			20			
			④ハラスメントの防止	「本庄市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を定め、ハラスメント防止に必要な研修を実施します。	行政管理課	グループウェアシステムで、ハラスメントの防止や相談窓口を掲示し、職員へ周知しました。							3	グループウェアシステムの掲示板では、人間関係や個人の特性の内容も掲示し、幅広い面から、ハラスメント防止に繋がるよう職員へ周知しました。	引き続き、職員にハラスメントの防止についての意識の啓発や知識の向上を図ります。

評点	内 容
5	事業を実施し、効果があった。
4	事業を実施し、やや効果があった。
3	事業を実施できた。
2	事業を一部実施できた。
1	事業を実施できなかった。

第4次本庄市男女共同参画プラン事業評価シート

政策目標	施策の大項目	施策の中項目	主要事業	事業概要	担当課	実施状況							男女共同参画の視点に立った事業評価		今後の見通し ※課題や今後の見通しについてご記入ください。
						推進指標	R5	R6	R7	R8	R9	R9 目標値			
3 働きやすい就業環境づくりと安心できる家庭生活	(1) 誰もが働きやすい環境づくり	【1】職場における男女平等の促進	①男女雇用機会均等法の周知	雇用における男女平等を推進するために、男女雇用機会均等法の趣旨をPRし、雇用側の正しい理解を深めるよう働きかけます。	商工観光課	男女雇用機会均等法の趣旨をPRするリーフレット等を配架し、市民に周知しました。							4	窓口に男女雇用機会均等法のリーフレットを配架しました。	雇用における男女平等を推進するために周知啓発活動を引き続き実施します。
					商工観光課	就業者における女性の比率（市民）（％）	-	43.7	43.7			50			
			②女性が生き生きと能力を発揮できる就業支援	女性に対する仕事上の差別や賃金格差、昇進、昇格や管理職への登用などに係る労働環境の改善を事業主に働きかけます。	商工観光課	事業者に対して行われる商工会議所、ハローワーク主催の労働セミナー等の開催案内を配架し、事業主等に周知しました。							3	事業者に対して行われる商工会議所、ハローワーク主催の労働セミナー等の開催案内を事業主等に周知することができました。	職場における女性に対する仕事上の差別や労働環境の改善に関する労働セミナー等の開催を引き続き周知します。
			③多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備	女性の社会進出に伴う就業場所や職種等の多様化に対して、女性が安心して働けるよう労働環境の整備を促進します。	商工観光課	女性が安心して働けるよう就職相談や職場体験などの案内を配置し、市民に周知することで労働環境の整備に努めました。また、県と共催で在宅ワーカー育成セミナーを実施しました。									
		【2】労働相談事業の充実	①労働法律相談の充実	雇用情勢が悪化する中、労使間のトラブルの増加に対応するため、弁護士による労働法律相談を充実します。	商工観光課	労働問題を解決するため、弁護士による労働法律相談を年4回実施しています。また、労働者、事業主を対象にした職場のトラブル解決に向けたリーフレットを配置し、市民に周知しました。							4	定期的に法律相談を実施することにより、労働者の職場のトラブル解決の一助になっていると考えられます。	労働問題に関する相談窓口を継続的に維持していくことが必要であるため、今後も継続して労働法律相談を行います。
			②再就職支援のための情報提供	子育て後の女性の再就職を支援するため、関係機関、団体等と行政が連携して、雇用の確保や労働環境の整備を積極的に推進します。	商工観光課	子育て後の女性の再就職を支援するため、県が実施する就職相談や職場体験などの案内を配置し市民に周知することで労働環境の整備に努めました。							3	子育て後の女性の再就職を支援するため、県が実施する就職相談や職場体験などの案内を市民に周知することができました。	子育て後の女性の再就職を支援するため周知啓発活動を引き続き実施します。
		【3】農業、商工業における男女共同参画の推進	①労働セミナーの開催支援	就業の継続を願う市民が、安心して仕事が続けられる環境整備を目指して労働セミナーの開催を支援します。	商工観光課	商工会議所、ハローワーク、県主催の労働セミナー等の開催案内を市民に周知しました。							3	商工会議所、ハローワーク、県主催の労働セミナー等の開催案内を市民に周知することができました。	各機関主催のセミナーを引き続き市民へ周知することで就業の継続を支援します。
			②女性の起業支援と活躍の場の拡大	女性起業家等によるセミナーやイベント並びに在宅ワーカー育成セミナー等を開催し、女性の起業気運の醸成と活躍の場の拡大を促進します。	商工観光課	女性の起業を支援する為、本庄商工会議所や本庄早稲田国際リサーチパークが主催する創業セミナーを案内しました。また、活躍の場を広げるため、県と共催で在宅ワーカー育成セミナーを開催しました。							4	県と共催の在宅ワーカー育成セミナーの実施により、女性の社会進出や活躍を後押しすることができました。	女性の起業や活躍の場を広げられるよう引き続き事業を実施し支援します。
			③家族経営協定の締結促進	家族経営が中心の日本の農業にあって、男女、親子を問わず、家族全員が意欲と生きがいを持って農業が継続できるよう、将来の目標、就業条件や経営の役割分担、収益配分、日常生活における役割分担等についての取り決めを文書で行う家族経営協定の締結を促進します。	農政課	認定農業者の共同認定の申請の際に、締結を促進しています。 令和7年度締結実績：1件（これまでの合計16件）							3	家族経営協定締結の促進を図ることは男女共同参画の視点からも必要であると思料します。	引き続き、家族経営協定の締結を促進します。
			④農業従事者への支援	女性が積極的に農業の担い手として参画するきっかけづくりとして、女性農業者団体の活動を支援します。	農政課	女性農業者団体による、マルシェなどの地元農産物のPR、農業体験活動などの活動を支援しています。							3	女性が積極的に農業の担い手として参画する当該事業の実施への支援は必要であると思慮します。	引き続き、女性農業者団体の活動を支援します。

評点	内 容
5	事業を実施し、効果があった。
4	事業を実施し、やや効果があった。
3	事業を実施できた。
2	事業を一部実施できた。
1	事業を実施できなかった。

第４次本庄市男女共同参画プラン事業評価シート

政策目標	施策の大項目	施策の中項目	主要事業	事業概要	担当課	実施状況							男女共同参画の視点に立った事業評価	今後の見通し ※課題や今後の見通しについてご記入ください。	
						推進指標	R5	R6	R7	R8	R9	R9 目標値			評点
		【４】事業所に対する啓発	①セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止に向けた啓発	職場内でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等を防止し、誰もが働きやすい環境づくりを目指して事業主と就業者に啓発を行います。	商工観光課	労働問題を解決するため、弁護士による労働法律相談を年4回実施しています。また、労働者、事業主を対象にした職場のトラブル解決に向けたリーフレットを配置し、市民に周知しました。							4	定期的に法律相談を実施することにより、労働者の職場のトラブル解決の一助になっていると考えられます。	今後も継続して労働法律相談を行うとともに、誰もが働きやすい環境づくりのため、事業主と就業者への周知啓発活動を引き続き実施します。
			②労働時間の短縮を含めた仕事と生活時間の調和の推進	仕事と家庭・地域活動が両立しやすいよう、労働時間の短縮やフレックスタイム制等の導入を推進します。	商工観光課	仕事と家庭・地域活動が両立できるよう、埼玉県が実施した労働時間に係るセミナー等の開催案内を市民に周知しました。							3	県が実施したセミナーなどの開催案内を市民に周知することができました。	仕事と家庭・地域活動が両立できるよう周知啓発活動を引き続き実施します。
			③育児休業、介護休業取得の促進	仕事と家庭の両立を支援するため、育児、介護休業を取得しやすく、その後職場復帰しやすい環境の整備に努めるよう事業所に呼びかけます。	商工観光課	仕事と家庭の両立できるよう、県が実施したセミナー等の開催案内を市民に周知しました。							3	県が実施したセミナー等の開催案内を市民に周知することができました。	仕事と家庭が両立できるよう周知啓発活動を引き続き実施します。
	(２)子育てや介護を担う家族への支援	【１】地域で支える子育て環境の充実	①乳幼児健診・家庭訪問の充実	母子保健法による健診や相談を実施すると共に「赤ちゃん訪問事業」の推進を図ります。	こども家庭センター	乳幼児健康診査（4か月児・1歳6か月児・3歳児）及び乳幼児健康相談（10か月児・2歳児）を毎月実施しました。5歳児健康相談については、市内保育園・幼稚園での実施を基本とし、市外の保育園に通っているお子さんについては希望に応じて個別で実施しました。また、電話相談・来所相談・訪問事業を実施しました。							5	健康診査や健康相談、電話相談や来所相談、訪問事業などを実施し、子どもの健やかな成長発達を確認しながら、子どもの発達特性など必要に応じて療育相談や医療機関へつなぐなど成長発達を促すことができるような家族への支援を行いました。	令和8年度より1か月児健康診査への助成を開始しました。疾病の早期発見や育児支援への早期介入を行うことができるよう、今後も健診内容等見直しを行いながら、子どもの健やかな成長発達を促せるよう支援に努めていきます。
			②妊婦健康診査への助成	妊娠の経過の観察と妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査を推奨し、費用の助成を行います。	こども家庭センター	妊婦健康診査及び妊婦歯科健康診査の助成や、妊娠期の状況確認を目的に全件数電話にて連絡を実施しました。また、必要に応じ来所や訪問などによる相談も実施しました。							5	妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査の助成や、電話等による状況確認により妊娠期の健康の保持増進に努め、安心して出産に臨むことができるよう支援を行いました。	令和8年度より多胎児妊娠の妊婦健康診査の助成を開始しました。今後も事業を継続して実施し、妊娠期の健康の保持増進に努めていきます。
			③両親学級・育児学級の実施	妊娠期及び出産期を安心して過ごせるように、仲間作りや体験学習の場として両親学級を実施します。また、出産後の育児期についても同様に、安心して子育てができるよう、乳児期の心身の発達や離乳食などについて学び、仲間作りも図れるよう育児学級も実施します。	こども家庭センター	赤ちゃんとの生活をイメージしながら両親が協力して育児に臨むことができるように、沐浴体験や妊婦体験、妊娠期の食事などの内容で、両親学級を2回/月実施しました。また、子どもの成長を促す関わり方や離乳食など育児に関する情報提供や仲間作りの場として、生後2～6か月児の保護者を対象に3回/月、栄養士、心理士による育児学級、子育て支援センターを会場とした育児学級を実施しました。							5	妊娠期から出産後の子育て期において、母の孤立や不安の軽減を図ることができるよう、情報の提供や仲間作りの場となるよう支援を行いました。	今後も事業内容等の見直しを行いながら、情報提供や仲間作りの場を提供し、妊娠期から子育て期における育児不安の軽減に努めていきます。
			④母子相談の実施	乳幼児の発育や発達、離乳食や母乳、性格や癖、子どもとの関わり方など、様々な育児における悩みや不安が軽減できるよう相談を実施します。	こども家庭センター	健診後のお子さんの発育や発達の確認や、離乳食、子どもへの関わり方など育児不安や母乳についての相談の場として1回/月実施しました。							5	母の孤立予防や、育児不安の軽減を図ることができるように、毎月1回健康相談日を設け育児相談や必要に応じてサービスにつなげるなどの支援を行いました。	今後も事業を継続して実施し、子育て期における育児不安の軽減及び子どもの健やかな成長が促せるよう努めていきます。
			⑤ファミリー・サポート・センター事業の推進	子育て中の保護者の負担を軽減するため、市民間で子どもを預けたい人と預かる人との調整を行い、保護者の希望する時間・事情に合わせた子育て支援サービスを行います。	子育て支援課	本庄市社会福祉協議会へ事業委託をして実施しています。依頼会員、援助会員、両方会員の各会員による一時的な援助活動を実施しています。依頼会員と援助会員をつなぐ役割を担い、会員間の円滑で安全な援助活動が行えるよう、必要な情報提供や調整を行っており、会員全員が信頼できる地域ネットワークの形成を目指しています。							5	急用時における児童の一時的預かりや保育園、学童保育所等の送迎時に援助の必要な家庭に対するサポートを行いました。これまで多く利用していた家庭がお子さまの成長により援助から卒業したことで、援助件数は減少していますが、利用者のニーズに寄り添えた結果と言えます。	援助を求める者と提供する者が会員となり組織されています。援助会員の人数が減少してきているため、援助会員の確保を図っていきます。
					子育て支援課	ファミリーサポート援助活動件数（件）	1,105	1,003	634			2,100			
			⑥多様な保育ニーズへの対応	保護者の様々な就労形態や緊急時に対応するため、通常保育の時間の枠を超えた延長保育、一時保育、病児保育及び病後児保育等の特別保育事業を実施します。	保育課	延長保育事業は、市内の保育施設18園（短時間8園、標準時間17園）で実施しました。また、一時保育は、市内保育施設10園で実施し、病児保育は病後児対応型と体調不良児対応型を含め、市内保育施設8園で実施しました。また、令和8年4月からの実施に向けて、幼児教育・保育の無償化と乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の準備を行いました。							5	通常保育だけでなく、延長保育や一時保育、病児保育などの特別保育を実施することで、両親の就労形態や様々な状況に対応することができ、効果があったと考えられます。	一定の利用実績があり、今後もそのニーズが見込まれることから、継続して事業を実施していきます。また、幼児教育・保育の無償化と乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を確実に実施していきます。
	⑦保育施設の充実	多様な保育サービスの提供のため、施設の充実に努めます。	保育課	施設整備費については、令和7年度は、認定こども園（1園）に対し、施設整備（新築園舎工事等）のため補助金を交付しました。							5	保育施設が充実することは、多様な保育サービスの提供に寄与すると思われるため、効果があると考えられます。	令和8年度は、認定こども園（1園）に老朽化等の施設整備のため補助金を交付予定です。今後も、施設から要望等があり、その必要性が認められた場合には、継続して事業を実施していきます。		

評点	内 容
5	事業を実施し、効果があった。
4	事業を実施し、やや効果があった。
3	事業を実施できた。
2	事業を一部実施できた。
1	事業を実施できなかった。

第4次本庄市男女共同参画プラン事業評価シート

政策目標	施策の大項目	施策の中項目	主要事業	事業概要	担当課	実施状況							男女共同参画の視点に立った事業評価		今後の見通し ※課題や今後の見通しについてご記入ください。
						推進指標	R5	R6	R7	R8	R9 目標値	評点			
					保育課	保育所等における待機児童数（人）	0	0	0						
			⑧学童保育の推進	公立学童保育室の運営及び民間学童保育所への委託を行い、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。	子育て支援課	市内22施設で放課後児童健全育成事業を実施しています。放課後居場所緊急対策事業を1・2学期に実施し、待機児童となった児童の居場所を確保することで、保護者が安心して就労できるよう支援を行いました。							5	公立クラブ4施設、民間クラブ18施設において、保護者の子育て及び就労の支援が行われました。	保護者が安心して就労できるよう放課後児童クラブの需要を見極めながら、放課後児童の安全と健全な育成を図っていきます。
					子育て支援課	学童保育所における待機児童数（人）	21	16	0			0			
			⑨つどいの広場事業の推進	子育て家庭の孤立化防止と仲間づくりのため、乳幼児親子が自由に集まり、交流できる場を開催し、その中で子育てに関する相談や子育て講座なども行います。	子育て支援課	子育て支援拠点として市内の3カ所の児童センターで週3日（月・水・金曜日）実施しています。国等の調査の基準に合わせて組数で統計を取っているため、実績は（組）で表しています。							5	親子で楽しめる講座や、子育ての悩み・子育て情報などを気軽に話せる情報交換の場を提供し、親同士の交流を図りました。	今後も、市内3カ所の児童センターで週3回の事業を継続する中で、子育ての悩み相談等にものり、いつでも他の親子と交流できる場として、子育てのしやすい環境作りを図っていきます。
					子育て支援課	つどいの広場事業参加組数（組）	3,854	4,289	3,538			4,500			
			⑩子育てに関する相談体制の推進	育児不安や育児の孤立化を防ぐため、育児相談、家庭訪問、情報提供、各担当課や専門機関と連携を図りながら支援を行います。	こども家庭センター	家庭児童相談員2名、利用者支援員1名が職員と共に窓口や家庭訪問で、多くの相談に当たっています。また日頃から、警察、児童相談所、保育園や学校等の保育・教育機関、関連事業所等との連携を図り、家庭児童支援を図っています。							5	育児相談を始め、家庭内での問題や夫婦間の問題等、子育て家庭全般に関する相談内容に対応しました。	子育てに関する相談件数は年々増加しています。専門職の配置やアウトリーチ型支援の促進により、行政や関係機関等と子育て家庭との接点を確保します。特定妊婦について早期に把握し、児童虐待の発生を未然に防止するための相談体制強化を継続して行います。令和9年度目標値は直近の相談件数を基とし、その対応件数を見込んだものです。
					こども家庭センター	子育てに関する相談件数（件）	10,193	9,098	8,104			5,000			
			⑪留守家庭児童の就学支援	勤務等で保護者が不在となる家庭の児童生徒が、親族宅や学童保育所に下校する場合は、下校先の校区の学校に就学できるよう支援します。	学校教育課（R8～教育総務課）	保護者が就労等やむを得ない理由により留守家庭となり、放課後は親族宅や学童保育所に預ける場合は、預かり先の校区の指定校に就学できるよう支援しました。							5	勤務により保護者が不在となり、また自宅に世話ができる他の家族もいないため、校区外の親族宅や学童保育所に下校する場合には、保護者に指定校変更の申請をしてもらうことで、下校先の校区の学校に就学できるように支援できました。	今後も留守家庭になるため下校先の校区の学校の就学を希望する場合には、指定校変更により下校先の校区の学校への就学ができるように支援していきます。
			⑫「親の学習」の推進	家庭での教育力の向上を図るため、市内の子育て団体や関係機関と連携し、親の力を高めて子育てを支援する「親の学習」講座を、小・中学校、保育園・幼稚園、地域の保護者等を対象に実施し、次世代育成と地域づくりを支援します。	生涯学習課	本庄市で独自に作成した「親の学習手引書」を配布しました。また、本庄市親の学習推進委員会による親の学習講座を市内小中学校・幼稚園・保育園・認定こども園等で延べ25回行いました。							5	母親・父親のどちらかに子育ての負担が偏ることが無いよう促すことができました。	子どもを持つ親を対象に家庭教育の支援を継続していきます。

評点	内 容
5	事業を実施し、効果があった。
4	事業を実施し、やや効果があった。
3	事業を実施できた。
2	事業を一部実施できた。
1	事業を実施できなかった。

第４次本庄市男女共同参画プラン事業評価シート

政策目標	施策の大項目	施策の中項目	主要事業	事業概要	担当課	実施状況							男女共同参画の視点に立った事業評価	今後の見通し ※課題や今後の見通しについてご記入ください。	
						推進指標	R5	R6	R7	R8	R9	R9 目標値			評点
		【２】介護への支援	①介護に関する相談窓口のPR	介護保険関連のパンフレット等を同封し、窓口をPRするほか、各種団体の会合などの機会をとらえ、窓口の存在の周知に努めます。	介護保険課	介護保険関連パンフレットを65歳到達者や転入者に送付する被保険者証に同封することや、地域包括支援センターの職員が地区ごとの民生委員協議会定例会に出席することで、介護等の相談窓口の周知を図りました。							5	地域に身近な民生委員と連携を深めることで、地域包括ケアシステムの構築が推進されました。社会全体で助け合う仕組み作りが進みました。	継続して実施します。今後も各種団体の会合等に出席し、介護相談窓口の周知を図っていきます。
			②介護予防の取り組み	自立した生活が送れるよう運動・栄養・口腔改善の事業を行います。また、はにぼん筋力トレーニング（はにとれ）を毎週開催して介護を必要としない身体づくりに努めます。	高齢者福祉課	地域で活動している高齢者団体へ運動や栄養・口腔の専門職等を派遣する介護予防出前講座や、リハビリテーション職による運動を中心としたいきいき教室、住民が主体となって行う、はにぼん筋力トレーニング（はにとれ）教室等を開催しました。はにとれは、昨年度に引き続き動画を市HPに掲載したほか、ケーブルテレビのご協力により毎日放送しました。また、関係機関と協力し教室リーダーの育成及びフォローアップ研修を開催しました。							5	14会場で体力測定及びアンケート等を実施し検証した結果、男性の参加者が少ないこと、はにとれが筋力の維持・向上に効果があること、また参加者同士の繋がりにも役立っている等の評価が得られました。	継続して実施します。検証結果や介護予防の必要性等について、関係機関と協力して啓発し、より多くの高齢者が教室に参加できるよう、また自宅でできる介護予防の取組を支援します。また男性が参加しやすい介護予防の場について検討します。
					高齢者福祉課	はにぼん筋力トレーニング登録者数（人）	2, 123	2, 065	1961 （暫定） ※1970 （確定）			2, 500			
			③介護保険制度の周知	介護に関する相談者や申請者に対し、介護認定の流れや各種介護サービスの利用などについて窓口での周知に努めるほか、各種団体の会合などの機会をとらえ、制度の周知に努めます。	介護保険課	広報・ホームページで周知のほか、介護保険制度のパンフレットを作成し窓口で配布するとともに、市内4ヶ所の地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者及びその家族からの相談時などさまざまな機会を利用して制度の周知を図りました。							5	パンフレットを活用することで新規の介護保険申請者や介護保険に関する相談者に対し、分かりやすく介護保険制度の説明を行うことができました。また、地域包括支援センター実施の事業の中で、制度の周知を図ることができました。	継続して実施します。分かりやすいパンフレットの作成や実施事業においてなど、あらゆる機会を利用して制度の周知を図っていきます。
			④家族介護者への支援	高齢者を在宅で介護している家族が、介護者間の交流を図り心身をリフレッシュするための「介護者リフレッシュ事業」の実施や、「要介護高齢者介護手当」「家族介護慰労金」を支給します。また、介護者に対する正しい知識と理解を深め地域全体で支え合う体制を整えるため周知・啓発に努めます。	高齢者福祉課	「要介護高齢者介護手当」（4月、8月、12月に支給）の支給を行いました。また、令和5年度からは直営で「介護者リフレッシュ事業」を行い、介護者の心身のリフレッシュや、介護者間の交流を図りました。							5	介護者に対し、性別を問わず、精神的・経済的な支援を行いました。	継続して実施することにより、介護者への精神的・経済的な負担の軽減を図ります。「介護者リフレッシュ事業」については、男性の介護者にも参加していただけるよう、周知・啓発を行います。
	(3) 安心して暮らせる生活への支援	【１】高齢者の生きがいくくりへの支援	①老人クラブへの支援	単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の会員が、社会奉仕、趣味教養、スポーツなど様々な分野で生きがいを持って生活できるよう支援を行います。	高齢者福祉課	市内にある単位老人クラブ並びに連合会の事業に対する補助金の交付を行いました。また、老人クラブ連合会の活動として新たな事業を行い、会報誌を自治会等へ配布するなど周知、啓発を行い、新規会員の加入促進を行いました。							5	老人クラブ会員は男性809人、女性は1,066人で女性会員の方がやや多い傾向にあります。（R8.3.31現在）	女性の役員が少ないため、女性の役員が増えるような体制作りが必要と考えます。
			②高齢者への各種支援	高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立して生活できるよう、必要に応じた在宅サービス、自立に向けたサービスを提供していきます。	高齢者福祉課	在宅自立支援事業（高齢者入浴料助成事業、緊急通報システム事業等）を行い、在宅で暮らす高齢者及びその家族に対し援助を行うことで、高齢者の自立を支援しました。							5	在宅自立支援事業を行うことにより、性別に関わらず在宅高齢者の生活支援を図ることができました。	今後とも関係機関と連携し、支援が必要な方にサービスを提供できるように事業の周知を図ります。
			③高齢者への就労支援	高齢者の意欲及び能力に応じ、雇用の機会その他の多様な就業の機会が確保され、職業生活の充実が図られるよう、シルバー人材センターへ支援を行います。	高齢者福祉課	シルバー人材センターへ補助金を支出し、高齢者の就業について支援を行いました。							5	シルバー人材センターへ補助金を支給することにより、高齢者の就労支援窓口として支援を行い、高齢者の雇用の機会等が確保されました。	今後もシルバー人材センターへ補助金を支出し、性別に関わらず高齢者の雇用の確保や就労を支援していきます。
			④高齢者の学習の場の提供	市民総合大学を開催するほか、高齢者向けの各種講座を地区公民館で開催します。	生涯学習課	市民総合大学では、月1回受講コース等を開催し、地区公民館では、輪投げ大会、ウォーキング等の高齢者学級を開催しました。（3,905人）							5	90歳以上の参加者もあり、生涯学習への意欲や向上心が養われました。	参加者のニーズを汲みながら、講座内容の充実を図ります。
生涯学習課	市民総合大学（60歳以上）と高齢者向け公民館講座の受講者数の合計（人）	6,408	7,014	5,286			6,500								

評点	内 容
5	事業を実施し、効果があった。
4	事業を実施し、やや効果があった。
3	事業を実施できた。
2	事業を一部実施できた。
1	事業を実施できなかった。

第4次本庄市男女共同参画プラン事業評価シート

政策目標	施策の大項目	施策の中項目	主要事業	事業概要	担当課	実施状況							男女共同参画の視点に立った事業評価	今後の見通し ※課題や今後の見通しについてご記入ください。	
						推進指標	R5	R6	R7	R8	R9	R9 目標値			評点
		【2】障害者への支援	①障害者相談事業の実施	身体、知的、精神障害児・者の生活全般にわたる相談や福祉サービスの利用援助などを指定相談支援事業者に委託し実施します。	障害福祉課	障害者生活支援センターを3箇所（身体・知的・精神）設置し、生活全般にわたる相談及び福祉サービスの利用援助等を行いました。また、令和6年1月に設置した「基幹相談支援センター」により、相談機関への助言や人材育成の支援等、連携強化を図りました。							5	相談支援体制を確保することで、地域生活を継続するための援助が出来るほか、DVや虐待などのケースにも関係機関と連携し対応することができました。	基幹相談センターを中核機関として、児玉郡市の専門的な相談支援の質の向上・関係機関のネットワーク構築及び権利擁護に関すること等、共生社会の推進に努めます。
			②障害者の就労支援	ハローワークなどと連携し、障害者の就労支援を実施します。	障害福祉課	ハローワーク、障害者自立支援協議会、児玉郡市障がい者就労支援センター、就労支援事業所等と連携し、障害者の就労支援を行いました。							5	本庄特別支援学校進路連絡会へ担当者を派遣し、早期から情報提供や連携を行いスムーズな就労等への移行を支援しました。指標としている障害者雇用率は目標値を上回り、性別によらず、就労を希望している人に対して一定の効果を果たしていると考えます。	就労支援センター事業を継続して実施します。また、自立支援協議会による関係機関との連携を強化し、障害福祉サービス（訓練等給付）の利用の促進も含めた就労支援を継続していきます。
					障害福祉課	障害者雇用率（％）	2.42	2.47	2.46			2.3			
		③障害者に対する各種支援の実施	障害者総合支援法に定める地域生活支援事業、重度心身障害者医療費助成、障害者関係団体への助成など様々な支援を行います。	障害福祉課	地域生活支援事業（移動支援・日中一時・日常生活用具給付等）、重度心身障害者医療費助成など、各種支援を行いました。							5	必要なサービスを安定して提供することで、地域での生活を継続して支援することができました。	各事業を継続して実施するとともに、より効果的な各種サービスの実施に努めるほか、利便性を高めるための手続きの簡素化について検討していきます。	
		【3】外国人への支援	①多言語による生活情報の提供	国際交流協会のボランティア会員と協力し、外国人へ多言語による生活情報を提供します。	市民活動推進課	無料アプリ「カタボケ」で広報ほんじょうや学校給食献立予定表、本庄市国際交流協会広報紙等を10言語で配信しました。							3	外国語による生活情報を提供することにより、外国人が地域社会で安心して暮らせるようになると考えられます。	「カタボケ」で配信する冊子等を増やすとともに、アプリをインストールしていただく方法を検討する必要があります。
			②日本語教室の開催	外国人への支援のため日本語教室のボランティアによる日本語教室を開催します。	市民活動推進課	毎週水曜日の夜間に国際交流協会のボランティアによる日本語教室を開催し、延べ1,178名が参加しました。							5	日本語教室を開催することにより、外国人の日本語理解への深まりを促し、地域社会で安心して暮らしていく一助になっていると考えられます。	日本語教室は条件なし・完全無料で開催していましたが、生徒数が増加傾向でニーズも多様化しボランティアの高齢化や負担増などの課題がありました。令和8年度からは日本語教室への参加条件を設け、継続していく意志のある生徒を中心に受け入れていく体制へ変更しました。ほかにも、新規ボランティア募集を定期的に周知していき、新たなボランティアが活動を継続していける環境整備に力を入れていきます。
③日本語指導教室による支援	市内在住の日本語の指導を必要とする児童生徒に対し、日本語学習を支援します。更に担当教諭と通訳が協力し、学習の仕方、取り組み方、準備等の指導や支援を行います。		学校教育課	日本語指導教室設置校を中心に、外国籍児童生徒の日本語学習を支援しました。日本語指導教員と通訳、学級担任が連携し、児童生徒の日本語能力に応じた個別の指導・支援を行いました。日本語指導教員を対象とした研修を実施し、よりきめ細かな支援ができるようにしました。							4	日本語指導が必要な児童生徒及び保護者に対する個に応じた支援が実施できました。日本語指導教室設置校以外の学校にも、翻訳機を貸与したり、必要に応じて通訳を派遣したりするなど、柔軟な対応をすることができました。	日本語指導が必要な児童生徒の数や言語の状況等、ニーズに応じて、通訳の配置について毎年度検討していきます。		
			④国際交流の推進	市民間の相互理解を育むため、国際交流協会等民間団体による国際交流を促進させます。また、国際交流協会と連携して、市民が積極的に外国語や文化、料理などを学習する機会を提供し、国際交流を推進します。	市民活動推進課	バーベキューパーティーは春秋とも雨天により中止となってしまいました。が、バスツアーや料理教室、クリスマスパーティーの3事業を実施し、計196名が参加しました。また外国語講座（中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語、英会話講座）を開催し、計177名が参加しました。							5	様々な国の人と交流することは、市民の国際理解を高め、多文化共生社会の実現を目指すため、重要であると考えられます。また、外国語講座を開催したことにより、市民の国際感覚を養い、国際理解を高めたと考えられます。	外国人の参加者を増やす方法や、参加者同士で交流できるようなイベントを開催するなど検討が必要です。はじめて外国語を学ぶ方が、参加しやすい環境をつくるとともに、参加者が継続して学べるよう努める必要があります。

評点	内 容
5	事業を実施し、効果があった。
4	事業を実施し、やや効果があった。
3	事業を実施できた。
2	事業を一部実施できた。
1	事業を実施できなかった。

第4次本庄市男女共同参画プラン事業評価シート

政策目標	施策の大項目	施策の中項目	主要事業	事業概要	担当課	実施状況							男女共同参画の視点に立った事業評価	今後の見通し ※課題や今後の見通しについてご記入ください。	
						推進指標	R5	R6	R7	R8	R9	R9 目標値			評点
		【４】防犯体制の整備	①非行防止緊急パトロールの実施	本庄市青少年育成市民会議、青少年育成推進員、学校の教師・PTA・警察などの協力で、本庄地域と児玉地域で、それぞれ年３回パトロールを実施しています。	生涯学習課	本庄地域は本庄駅周辺、児玉地域は児玉駅周辺を夕方に徒歩や車で回りながら、青少年の見守りと非行防止のためのパトロール活動を行いました。 ○本庄地域 10/16(木)参加者３０名、2/16（月）参加者２９名 ○児玉地域 10/31(金)参加者２０名、2/26（木）参加者１９名							5	市民会議役員や青少年育成推進員の他、学校の先生・PTA役員等にも参加してもらい、防犯だけでなく、青少年の見守り活動や非行の危険性に対する意識の啓発も行うことができました。	引き続き、見守り等のパトロールを行い、啓発活動を推進します。また、今後は本庄警察署及び児玉警察署の街頭補導と合同で夏休みや秋祭りに実施し、より青少年に直接働きかけられるような工夫を検討します。
			②防犯活動ボランティアの育成	防犯ボランティア連絡協議会組織の増強を図るとともに、研修会・講習会を開催します。	危機管理課	連絡協議会に未加入のPTAや自治会に対して加入の働きかけを行うとともに、連絡協議会総会や安全安心まちづくり研修会を開催します。							5	PTAを中心に女性の参加も目立つようになり、効果があったと考えられます。総会、安全安心まちづくり研修会を開催することができました。	継続して実施します。研修会の内容について、男女共同参画の視点を考慮します。
					危機管理課	全自治会の防犯ボランティア組織率（％）	95	95	95			100			
			③地域での防犯体制の推進	防犯灯の設置費・電気料を補助することにより防犯体制を整備します。	市民活動推進課	地域の防犯体制づくりの意識の高揚とその維持に関し、自治会が防犯灯を設置する費用及び防犯灯に係る電気料を補助し、夜間における歩行者の安全及び犯罪の防止を図りました。 [設置補助]令和7年度：73基 [電気料補助]全額							5	防犯灯は、各自治会の判断で、防犯上必要とされる場所に設置しているもので、設置する自治会の経済的負担を軽減するため補助を行い、誰もが安心して暮らせるよう、犯罪や事故の起きにくいまちづくりが進められました。	防犯灯は、地域住民が安心して暮らせる地域を実現する上で必要不可欠であり、今後も、各地域の実状を把握している自治会の判断において防犯灯を設置してもらい、夜間の犯罪防止や歩行者の安全を図るため引き続き補助事業として継続実施していきます。
		④各種団体への支援	防犯ボランティア団体に対して啓発品・防犯パトロール用品を配付します。	危機管理課	毎年、防犯ベスト、防犯キャップ等を各団体に配布しています。							5	男女兼用の防犯グッズを配布し、活動の継続に努めることができました。	継続して実施します。配布する防犯グッズは、男女兼用のものとします。	
		【５】防災体制の整備	①防災の分野における男女共同参画の推進	防災の分野に男女共同参画の視点を取り入れた、地域防災計画に改定します。	危機管理課	令和７年3月に改定した本庄市地域防災計画の中で、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していくこととして掲載しました。							5	男女共同参画を始めたとした多様な視点について、計画に反映できたことで、防災分野においても男女共同参画の視点を推進していくことができました。	—
			②男女共同参画の視点に立った災害時の対応	避難所での生活におけるニーズの違いを考慮して、避難所運営組織に女性を配置するとともに、女性に配慮した物資の備蓄を強化します。また、女性に対する暴力等を防ぐため女性相談窓口の設置、女性相談員の配置もしくは巡回をします。	危機管理課	今後、指定避難所を中長期的に運用することとなった場合は、当該事業に沿って実施する予定です。							1	指定避難所の中長期的な運用をしていないため、評価ができていません。	災害時での対応として位置付けており、今後も継続していきます。

評点	内 容
5	事業を実施し、効果があった。
4	事業を実施し、やや効果があった。
3	事業を実施できた。
2	事業を一部実施できた。
1	事業を実施できなかった。

第4次本庄市男女共同参画プラン事業評価シート

政策目標	施策の大項目	施策の中項目	主要事業	事業概要	担当課	実施状況							男女共同参画の視点に立った事業評価	今後の見通し ※課題や今後の見通しについてご記入ください。	
						推進指標	R5	R6	R7	R8	R9	R9 目標値			評点
4 心とからだの健康づくり	(1) 健康づくりへの支援	【1】健康保持対策の推進	①各種検診	市民の健康管理を推進するため、各種がん検診を実施することで、疾病の早期発見・早期治療に努めます。	健康推進課	胃がん検診（リスク検査、胃内視鏡検査、胃エックス線(バリウム)検査)、前立腺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肺がん・結核検診を実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めました。							5	男女関係なく疾病の早期発見・早期治療のために各種がん検診が実施できました。	今後も継続して、市民が疾病の早期発見・早期治療できるように各種がん検診を実施していきます。
			②健康相談	健康増進、生活習慣病予防や様々な疾患について個別相談を実施します。	健康推進課	健康づくりのすすめ方や生活習慣病予防、様々な疾患について、電話相談や来所相談等により、健康相談を実施しました。							5	男女関係なく実施できました。	今後も継続して市民からの相談に対応できる体制を整えていきます。
			③自殺防止に向けた普及活動の推進	家族や周囲の人たちが自殺のサインに気付くことができるような人材の養成（ゲートキーパー等）や心の健康づくりの推進を図るとともに、関係機関との連携による支援体制の構築に努めます。	健康推進課	自殺のサインを発する人に寄り添う姿勢を学ぶため、市職員や市民を対象にゲートキーパー養成講座を実施しました。小学校5・6年生を対象に、こころと命の大切さを理解するため、コミュニケーション講座を実施しました。							5	各講座を通して、男女関係なく、自殺のサインに気づくことができる人材の養成や、こころの健康づくりを図るための周知・啓発ができました。	ゲートキーパー養成講座を毎年開催し、自殺予防について周知・啓発を図ること で、悩みを抱えた人に迅速に対応できる環境の整備を目指します。また、市民向けの講座を毎年開催し、心の健康について周知・啓発を図ります。
			④精神的サポートへの取り組み	主に精神障害者に対して、保健師等による訪問や相談などを実施します。	障害福祉課	精神障害者を対象とした障害者生活支援センターや地域活動支援センターを設置し、保健所や医療機関等との情報連携を密に行い、受診支援・相談支援を実施しました。							5	NP0法人古太萬の会主催のこころの講演会を保健所、圏城市町村とともに共催し、精神障害者の理解促進を図ることができました。また、相談の場を複数設け、関係機関との情報連携を密にすることで、地域で精神的サポートへの取りを行うことができ、効果があったと考えます。	相談件数が増加しており、地域支援の更なる推進のため、関係機関と連携を強化や適切なサービスの利用等に繋ぐため市民に向けた理解促進・啓発事業、自発的活動を支援する事業の実施に努めます。また、入院や入所から地域移行に向けた地域の相談体制の構築に努めます。
		【2】健康づくり事業の充実	①健康づくりのための健康教育	健康づくりの普及と啓発のため、健康教室・講座を実施します。	健康推進課	マイトレ教室（筋トレ・有酸素運動・栄養改善）や食育講座、女性の健康づくり講座、睡眠講座など各種講座を実施しました。							5	参加者の健康づくりを支援することを通じて、男女関係なく健康な生活を送るための支援を行う事ができたと考えられます。	今後も市民が健康づくりを継続実施できるように、市民のニーズや関心に合わせたテーマで健康づくり教室・講座を実施していきます。
			②中高年の健康教室	中高年を対象にした健康教室として、各公民館で、ヨガや太極拳、3 B体操、トリム体操等、様々な分野の教室を開催します。	生涯学習課	各公民館において、太極拳やストレッチ、自強術などの軽い運動や体操の講座やストレッチ＆リンパケア教室等のマッサージ、医療、介護等をテーマにした健康講座を開催しました。また、男性の参加が少ない講座においてはお声がけをするとともに、男性の参加を促すため「男性向けの骨盤体操講座」、男性も参加しやすい「ゆがみリセット教室」などを開催しました。							5	各公民館で健康に関する事業を継続的に行うことにより、多くの市民の健康意識を高めることに効果があったと考えます。	市民の健康に関する意識は高いと思われるので、健康講座は積極的に行っていきます。男性が積極的に参加できるような講座を検討します。

評点	内 容
5	事業を実施し、効果があった。
4	事業を実施し、やや効果があった。
3	事業を実施できた。
2	事業を一部実施できた。
1	事業を実施できなかった。

第4次本庄市男女共同参画プラン事業評価シート

政策目標	施策の大項目	施策の中項目	主要事業	事業概要	担当課	実施状況							男女共同参画の視点に立った事業評価	今後の見通し ※課題や今後の見通しについてご記入ください。	
						推進指標	R5	R6	R7	R8	R9	R9 目標値			評点
		【3】食育の推進	①学校給食の充実	行事給食、季節の食材や地域で採れた食材を使った献立の実施により楽しみながら食育について学びます。	学校教育課	各学年の発達段階に応じて、特別活動等において、学級担任や栄養教諭による食育授業を実施しました。また、給食時の放送、給食だより、掲示等により、季節の食材や郷土料理の紹介をし、食に対する関心を高める啓発を行いました。							4	各学校での栄養教諭による指導や給食委員会等の活動を通じて、地元の食材や郷土料理について紹介することなどにより、食育についての意識が高まりました。	今後も、児童生徒が将来にわたって健康に生活するために、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう支援していきます。
				栄養士による献立の検討会議等の実施により質の向上を図ります。 除去食及び代替食によるアレルギー対応に努めます。	教育総務課 (本庄上里学校給食センター)	卵・乳・甲殻アレルギーを持つ児童生徒には、代替食を提供しています。 (R7は30人) (本庄上里学校給食センター) 栄養士による献立の検討会議を年11回実施しています。食物アレルギーについて、牛乳アレルギーを持つ児童生徒には「ほうじ茶」を提供しています。そばアレルギーを持つ児童生徒には、麺の製造ラインが同一のため、うどんや中華麺の提供を行わず、返金対応を行っています。卵(鶏卵、うずら卵)アレルギーを持つ児童生徒には、アレルゲンを除去した除去食を提供しています。(自校給食)								3	食物アレルギーを持つ児童生徒に対し、特定原材料8品目の内小麦のみ対応できていません。(本庄上里学校給食センター) 牛乳の代わりであるほうじ茶は提供できています。卵(鶏卵・うずら卵)、柑橘類アレルギーがある児童生徒には当該原因食品を除いた上で給食を提供しています。麺類に替わる代替食は対応できていません。(自校給食)
			②料理講習会を通じての食育の推進	親子料理教室や食生活改善推進員による料理講座を通し、食育の推進を図ります。	健康推進課	食への関心を促し、食の大切さを知ってもらうため、生活習慣病予防等一部の料理教室を実施しました。その他、食生活改善推進員への研修を継続し、会員による地域活動により食育の推進につなげました。研修会で使用したレシピは、一部を市ホームページに掲載し、広く周知しています。							4		食育の推進については男女関係なく啓発できました。
			③正しい食の情報提供	食と健康との関係について理解を促すため、ホームページや啓発パンフレット等により食の啓発・PRに努めます。	健康推進課	ホームページで、各年代別の食育について紹介しました。また、食育月間には掲示物や啓発物品の配布等で食の啓発・PRを実施しました。								5	各年代別の食育についてホームページで紹介したことにより、家庭内役割を協同して担い、男女が平等に共同参画する家庭の実現に向けた啓発ができました。
			④地元農産物の利用促進	学校給食において、地元で採れた旬の食材を利用することは安全面、経済面においても有意義であり、今後より多くの食材を取り入れるような取り組みを進めます。	教育総務課	学校給食において、地場産の食材を概ね2割使用しています。(自校給食)(使用割合は本庄市、上里町、美里町、神川町で収穫されたものの重量で算出)							3		県の食育推進計画によると、地場産物の使用割合(金額ベース)の目標値を県産41.1%と定めているが、目標値に達成できていません。
⑤親子料理教室の開催	親子で食生活に対する関心と正しい知識を学ぶため子ども夏休み体験教室を行い、親子料理教室を開催します。	生涯学習課	家族で参加できるお菓子作り教室、親子茶道おたのしみ会(サマーチャレンジ)を開催しました。							5	家族で参加できる教室体験を通して、家庭での食生活、文化に対する意識を高めることに効果があったと考えます。	親子で参加できる講座について、充実した講座を行っていきます。また、父親が積極的に参加できるような講座を検討します。			

評点	内 容
5	事業を実施し、効果があった。
4	事業を実施し、やや効果があった。
3	事業を実施できた。
2	事業を一部実施できた。
1	事業を実施できなかった。

第4次本庄市男女共同参画プラン事業評価シート

政策目標	施策の大項目	施策の中項目	主要事業	事業概要	担当課	実施状況							評点	男女共同参画の視点に立った事業評価	今後の見通し ※課題や今後の見通しについてご記入ください。
						推進指標	R5	R6	R7	R8	R9	R9 目標値			
	(2) 生涯を通じた女性の健康支援	【1】リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識啓発	①リプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知	妊娠や出産について自己決定できるよう啓発パンフレット等により、啓発に努めます。また、母性保護についても、啓発パンフレット等を活用し、理解と協力を得られるように努めます。	こども家庭センター	妊娠や出産についての啓発として、母子健康手帳交付時におけるパンフレット等の配布を行いました。また、毎月2回の両親学級も実施しました。							5	妊娠や出産について啓発を行い、自己決定ができるよう支援を行いました。	今後も周知啓発を継続していきます。
			②小・中学校における保健教育の充実	児童生徒の発達段階に応じた性に関する科学的知識や、生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観を持ち、現在及び将来の生活における性に関する問題に対して、適切な意思決定や望ましい行動がとれるよう、健康教育（性に関する指導）の充実に努めます。	学校教育課	各学年の発達段階に応じて、体育・保健体育や特別活動において、学級担任と養護教諭が連携し、性に関する指導を行いました。性に関する科学的な知識・理解に加え、正しい異性観を持つことや、将来に向けて正しい意志決定をして望ましい行動がとれるようになることをねらいとして授業を実施しました。							4	児童生徒の発達段階を踏まえ、養護教諭を中心に学校全体で共通理解を図り、保護者の理解を得ながら、健康教育を実施することができました。また、小学校から中学校への系統性のある指導となるよう、小中学校の養護教諭の研修会を実施しました。	今後も、養護教諭との連携を図るとともに、個々の児童生徒の発達段階に応じた指導をしていきます。その際、保護者の協力も得られるように計画します。
5 市民との協働による男女共同参画の推進	(1) 市民や様々な団体等との連携	【1】関係団体との連携体制の構築	①関係機関との協力体制の構築	事業者、地域団体、NPO等と情報交換を進め、地域社会全体で取り組みができるよう連携を図ります。	市民活動推進課	はにぼんプラザや市HP、LINEを通じて地域団体の活動内容等について周知を行いました。また、NPO団体からの提案を受け、「Let’s Enjoy! おやこキャッチボール教室」を開催し、事業者、地域団体、NPO等がイベントを通して繋がりをもつことができました。 [参加者数]126人							4	自分たちの住む地域を良くしていきたいとの思いは、地域団体、NPO、事業者皆同じなので、それぞれの団体の活動周知を行い、交流や協働での取り組みに繋がるきっかけづくりができました。	途切れない関係性が保てるよう、継続実施していきたいです。
			②男女共同参画活動拠点の設置	男女共同参画に関する情報を収集・発信し、市民間のネットワークづくりの場としての拠点を市役所内に設置します。	市民活動推進課	国や県、他市町村などから男女共同参画に関する情報を収集し、各情報誌等を必要に応じて市民フロアへ配架しています。また、随時、「広報ほんじょう」やホームページへ掲載し、情報発信しています。							4	デジタル化に伴い、国や県が実施する男女共同参画関連事業もオンラインによる参加機会が増えたため、特に市のホームページを活用した情報発信に力を入れています。	継続して実施します。市民間のネットワークづくり向けて、どのように関わっていく必要があるのか検討していきます。
		【2】人づくり事業の実施	①市民との協働による男女共同参画等の講演、セミナーの実施	男女共同参画の理解と認識を深め、市民の主体的な取り組みを促すため、市民と協働して講座やセミナー等を開催します。	市民活動推進課	実施できませんでした。							1	市民との協働による講座やセミナー等の開催は実施できませんでした。	男女共同参画に関心のある市民や市民グループ等を把握し、支援・連携について検討していきます。
					市民活動推進課	市民との協働による男女共同参画に関する講演・セミナーの開催回数（回/年度）	0	0	0			2			
				②各種関係団体との連携	各種関係団体と連携し、情報資料の交換や共催事業を通して、組織内外の人づくりに努めます。	市民活動推進課	関係団体と連携し、男女共同参画セミナーや男女共同参画基礎講座を開催しました。							3	一部の関係団体とは良好な関係を築けており、例年協力を得られています。
		【3】市民の声の聴取	①広聴機会の拡大	市民と市長の対話集会、市長への手紙、Ｉｎｆｏメール等を活用し、市民の意見を聴く手段を拡大させます。	秘書課	「市長への手紙」は、市ホームページでの常時受付、広報7月1日号での特集記事掲載等により、計188通もの手紙やメールを頂きました。手紙等については、直ちに改善できるものは改善し、調整・検討を要するものは貴重な意見として承り、手紙の内容公開を希望するものはホームページ上で公開しました。「市民と市長との対話集会」は、以下のとおり実施しました。自治会連合会2回、小学校児童・PTA2回、市PTA教育懇談会1回。「中学生まちづくり議会」は夏休みに開催し、市内5校の2～3年生15名が、市政への質問や提案を行うことを通じ、市政への関心と理解を深めました。							4	広聴事業については、性別や個性、境遇などの隔たり無く、すべての人に参画機会を保障しています。	今後も、すべての人の参画機会を保障しながら、広聴機会の充実を目指していきます。